

令和6年度工事関係要領等の変更について

1. 週休2日制工事の変更について

1) 豊橋市週休2日工事実施要領の策定

- ・豊橋市週休2日モデル工事試行要領からの変更
- ・変更点別紙新旧対照表参照

2) 建築系工事における豊橋市週休2日工事実施要領の策定

- ・建築系工事における豊橋市週休2日モデル工事試行要領からの変更
- ・変更点別紙新旧対照表参照

3) 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領の策定

- ・新規

●改正のポイント

令和6年4月1日以降の公告工事について施行

- ① すべての工事について週休2日制工事を採用する。(一部例外あり)
- ② 設計当初より週休2日制工事の金額補正を行い設計積算を行う。
- ③ 週休2日制工事が達成できなかった場合は減額変更及び減点評価。

2. 豊橋市情報共有試行運用ガイドラインの変更

1) 情報共有試行運用ガイドラインによる工事の設定

- ・当初設計金額が130万円を超える工事で1,500万円以上は発注者指定型、1,500万円未満は受注者希望型とし、契約図書に指定された工事。
- ・建築系の歩掛、諸経費を使用している工事については、契約図書に記載がなくても、業者が活用したい場合は妨げない。その場合、諸経費の変更を行う。

●改正のポイント

- ・1,500万円以上の工事は、情報共有システムを利用する。
- ・1,500万円未満の工事は、受注者希望で情報共有システムの活用が可能。
- ・維持整備工事等で、指示票を使用する工事であっても活用することができる。
- ・建築工事で活用したい場合は、監督員としっかり相談を行う。
- ・納品についてCD又はDVDで提出することを明記。

※新要領等については令和6年4月1日以降ホームページに掲載いたします。